

平成 30 年 9 月 19 日
原子力安全対策課
(3 0 - 2 9)
<17 時 15 分資料配付>

大飯発電所の原子炉設置変更許可について
(大飯 1、2 号機燃料の大飯 3、4 号機での使用)

このことについて、関西電力株式会社から下記のとおり連絡を受けた。

記

関西電力株式会社は、大飯発電所 1、2 号機(平成 30 年 3 月 1 日廃止)の燃料^{※1}を 3、4 号機において使用するため、平成 30 年 5 月 30 日に原子力規制委員会に対し、1、2 号機の「使用済燃料の処分の方法」の記載内容を変更する原子炉設置変更許可申請^{※2}を行った。

この申請に対し、本日、原子力規制委員会から原子炉設置変更許可を受けた。

なお、本変更手続きに伴う設備の設計変更や改造工事等はない。

※1 大飯 1、2 号機の原子炉で使用した燃料のうち、再使用可能な燃料(264 体)
大飯発電所の燃料は、1～4 号機共通の設計として国の認可を受けている。

※2 関西電力は、今回の燃料の使用方法について、原子力規制委員会に許認可手続きの要否を照会した結果、原子炉設置変更許可のうち「使用済燃料の処分の方法」の変更が必要との回答があったもの。

(変更内容)

大飯発電所 1、2 号機の「使用済燃料の処分の方法」の記載に以下の内容を追加する。

- ・ 1、2 号機の燃料を 3、4 号機で使用する
- ・ 使用した後は、3、4 号機の使用済燃料の処分の方法に従って処分すること

問い合わせ先(担当:有房)
内線 2352・直通 0776(20)0314